

No.	改定箇所	改定前 令和1年6月29日 定款	改定後 令和6年6月1日 改定 定款
1	<p>(事業) 第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p>	<p>(事業) 第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 学術大会、フォーラム、講演会等集会の開催 (2) 学術誌「医薬品情報学」及び学術図書の刊行 (3) 医薬品情報学に関する教育・研究の推進 (4) 医薬品情報学における専門薬剤師の認定 (5) 国内外の関連学協会との交流及び連携 (6) その他当法人の目的を達成するために必要な事業</p>	<p>(事業) 第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 学術大会、フォーラム、講演会等集会の開催 (2) 学術誌「医薬品情報学」及び学術図書の刊行 (3) 医薬品情報学に関する教育・研究の推進 (4) 医薬品情報学における専門薬剤師、認定薬剤師の認定 (5) 国内外の関連学協会との交流及び連携 (6) その他当法人の目的を達成するために必要な事業</p>